第38号様式　抵当権設定通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 第　　号 | 抵当権設定通知書 |
| 年　　月　　日住所氏名　　殿小野町長　氏名保全担保提供命令に係る提供期限までに担保の提供がないので、地方税法第16条の3第4項の規定により抵当権を設定します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 担保されるべき町税 | 税目 | 金額 |
|  |  |
| 抵当権設定財産の種類 |  |